

# 報告資料 2

昭島市教育委員会教育長訓令第 1 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6年 3月 29日

昭島市教育委員会

教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会事務決裁規程（昭和57年昭島市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項を次のように改める。

1 使用料及び賃借料に関するもの				40
2 原材料費に関するもの			80	30

別表3の部修繕料の項及び上記以外のものの項を次のように改める。

修繕料（6の項に定める修繕料を除く。）				50
上記以外のもの			80	30

別表5の項及び6の項を次のように改める。

5 委託契約に関するもの				50
6 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	130		100	50

別表7の項を削り、同表8の項を同表7の項とし、同表9の項中「借入」を「借入れ」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項を同表9の項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 学校給食用食材の購入契約 に関するもの		全		50
---------------------------	--	---	--	----

別表第7号中「契約を伴う事案について、契約締結に関する意思決定に先だつて行う工事、製造、購入等」を「事業の実施」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8) 前号の規定にかかわらず、定例的な事業の実施に関する内部意思の決定については、主管課長の専決事案とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新					旧						
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）						
（単位 万円）					（単位 万円）						
項目	専決区分	学校教育 教育部長	部長	教育総 務課長	課長	項目	専決区分	学校教育 教育部長	部長	教育総 務課長	課長
1 使用料及び賃借料に関するもの					<u>40</u>	1 使用料及び賃借料に関するもの					<u>10</u>
2 原材料費に関するもの				<u>80</u>	<u>30</u>	2 原材料費に関するもの					<u>10</u>
3 需用 費			10	全	3 食糧費			10	全		3 食糧費
					光熱水費						光熱水費
					修繕料（第7号に定める修繕料を除く。）						修繕料 （第7号に定める修繕料を除く。）
					上記以外のもの						上記以外のもの
4 備品購入費に関するもの	50			30	10	4 備品購入費に関するもの	50			30	10
5 <u>委託契約に関するもの</u>					<u>50</u>	5 <u>委託契約に関するもの（第6号に定める委託契約を除く。）</u>	<u>30</u>			<u>20</u>	<u>10</u>
6 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	130			<u>100</u>	<u>50</u>	6 <u>教育研究奨励に基づく研究の委託契約に関するもの</u>	<u>40</u>			<u>20</u>	<u>10</u>
7 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの					50	7 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負契約及び修繕料に関するもの	130			<u>80</u>	<u>30</u>
7 役務費に関するもの			全		50	8 役務費に関するもの			全		50
8 物件の借入れに関するもの			全			9 物件の借入に関するもの			全		
9 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの	全			100		10 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に関するもの	全			100	

新				旧			
10	学校給食用食材の購入契約に関するもの	全	50				
備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。				備考 この表中「10」等とあるのは、「10万円以下の金額で、同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」等を、「全」とあるのは「同項中のすべての金額又は同項中下位の専決範囲と重複する部分を除いた金額」を示す。			
<p>(1) この表の教育総務課長及び課長の専決区分にかかわらず、単価契約してある物品の購入契約については、主管課長の専決事案とする。</p> <p>(2) この表の専決区分にかかわらず、食糧費のうち備蓄食料の購入に係るものについては、需用費の消耗品費の専決区分によるものとする。</p> <p>(3) この表の専決区分にかかわらず、役務費のうち人材派遣に係るものについては、委託料の専決区分によるものとする。</p> <p>(4) この表の専決区分にかかわらず、光熱水費のうち契約電力50キロワット以上の電力供給契約に係るものについては、総務部長の専決事案とする。</p> <p>(5) この表の専決区分にかかわらず、修繕料のうち車両の修繕に係るものについては主管課長の専決事案とする。</p> <p>(6) この表の専決区分にかかわらず、使用料及び賃借料のうち、100万円を超え、500万円以下の施設の入場料に係るものについては主管部長の、100万円以下の施設の入場料に係るものについては主管課長の専決事案とする。</p> <p>(7) <u>事業の実施に関する内部意思の決定</u>については、この表の専決区分に従って行うものとする。この場合において、「教育総務課長」とあるのは「主管課長」と読み替えるものとする。</p> <p>(8) <u>前号の規定にかかわらず、定例的な事業の実施に関する内部意思の決定</u>については、主管課長の専決事案とする。</p>				<p>(1) この表の教育総務課長及び課長の専決区分にかかわらず、単価契約してある物品の購入契約については、主管課長の専決事案とする。</p> <p>(2) この表の専決区分にかかわらず、食糧費のうち備蓄食料の購入に係るものについては、需用費の消耗品費の専決区分によるものとする。</p> <p>(3) この表の専決区分にかかわらず、役務費のうち人材派遣に係るものについては、委託料の専決区分によるものとする。</p> <p>(4) この表の専決区分にかかわらず、光熱水費のうち契約電力50キロワット以上の電力供給契約に係るものについては、総務部長の専決事案とする。</p> <p>(5) この表の専決区分にかかわらず、修繕料のうち車両の修繕に係るものについては主管課長の専決事案とする。</p> <p>(6) この表の専決区分にかかわらず、使用料及び賃借料のうち、100万円を超え、500万円以下の施設の入場料に係るものについては主管部長の、100万円以下の施設の入場料に係るものについては主管課長の専決事案とする。</p> <p>(7) <u>契約を伴う事案について、契約締結に関する意思決定に先だつて行う工事、製造、購入等に関する内部意思の決定</u>については、この表の専決区分に従って行うものとする。この場合において、「教育総務課長」とあるのは「主管課長」と読み替えるものとする。</p>			